

十日町市 すまい雪おろし安全対策支援事業 Q&A

十日町市 都市計画課 建築住宅係

1. 補助金の額の算出方法

【補助金の額の算出方法】

- ・補助率：対象工事費の1/2（千円未満切捨て）
- ・補助上限額 5万円/棟
10万円/棟【要援護世帯の場合】

※補助対象建物が複数棟ある場合は、棟毎に算出した額を合算して、補助金額を算出

【補助金の額の算出方法（例）】

A-① 補助対象となる建物が1棟の場合

建物	補助対象 工事費	補助 率			補助金額 【上限：50,000円/棟】 (千円未満切捨て)
住宅	236,500円	1/2	118,250円	→	50,000円/棟
補助金額 合計					50,000円

A-② 補助対象となる建物が複数棟の場合

建物	補助対象 工事費	補助 率			補助金額 【上限：50,000円/棟】 (千円未満切捨て)
住宅	236,500円	1/2	118,250円	→	50,000円/棟
付属屋1 (車庫)	137,500円	1/2	68,750円	→	50,000円/棟
付属屋2 (物置)	73,700円	1/2	36,850円	→	36,000円/棟
補助金額 合計					136,000円

【補助金の額の算出方法（例）】 【要援護世帯の場合】

B-① 補助対象となる建物が1棟の場合【要援護世帯】

建物	補助対象 工事費	補助 率			補助金額 【上限:100,000円/棟】 (千円未満切捨て)
住宅	236,500円	1/2	118,250円	→	100,000円/棟
補助金額 合計					100,000円

B-② 補助対象となる建物が複数棟の場合【要援護世帯】

建物	補助対象 工事費	補助 率			補助金額 【上限:100,000円/棟】 (千円未満切捨て)
住宅	236,500円	1/2	118,250円	→	100,000円/棟
付属屋1 (車庫)	137,500円	1/2	68,750円	→	68,000円/棟
付属屋2 (物置)	73,700円	1/2	36,850円	→	36,000円/棟
補助金額 合計					204,000円

【「諸経費」「値引き」】

Q. 補助対象工事に係る諸経費や値引きは補助対象工事費に含まれますか。

A. 諸経費や値引きも補助対象工事費に含めることができます。リフォーム工事や新築工事の一環で、「墜落防止のための安全対策設備」の設置工事を実施する場合は、「全体の直接工事費」に対する「補助対象となる直接工事費」の割合で諸経費又は値引きを算出してください。

$$\text{計算式} = \frac{\text{補助対象となる直接工事費}}{\text{全体の直接工事費}} \times \text{全体諸経費 (▲全体値引き)}$$

【補助金の変更申請】

Q. 補助金申請書を提出し、設置工事の着手後に補助対象工事費が変更となり、補助金額に変更が生じました。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

A. (増額変更の場合) 申請受付期間中の変更であれば変更申請の受付が可能ですが、申請受付期間後の変更はできません。

(減額変更の場合) 変更が生じることが判明したら、速やかに変更申請の手続きを行ってください。

2. 補助対象

【補助対象の者・建物】

Q. 数年前にこの補助制度を使って、「墜落防止のための安全対策設備」を住宅に設置しました。その住宅の別棟の付属屋（車庫）について、「墜落防止のための安全対策設備」を設置したいのですが、補助金を受けることはできますか。

A. この補助制度は、「墜落防止のための安全対策設備」を広く普及させることが目的です。そのため、過去にこの補助金を受けて設備を整備した同一建物は、補助申請することはできません。

しかし、申請者は同じでも、別棟の付属屋であれば補助申請することができます。（住宅と一体に利用しているものに限る。）具体的には、以下の通りです。

前回と同一の申請者	別棟の付属屋であれば補助対象 （住宅と一体に利用しているものに限る。）
前回と異なる申請者 （同居親族等）	

【市外からの転入】

Q. 現在は市外に住んでいますが、市内の住宅に「墜落防止のための安全対策設備」を設置した後に住みはじめたいと考えています。この場合は補助金を受けることはできますか。

A. 市外からの転入に伴い安全対策工事を行う場合でも、補助の対象となります。この場合、その事実確認を行う必要がありますので、指定された書類の他に以下の書類を提出してください。

	提出書類
「交付申請書」 提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に居住している市町村の「納税証明書」 （市税等の完納を確認するため） ・「誓約書」 （工事完了後の住民票異動の意思を確認するため）
「実績報告書」 提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の「住民票」 （当該住宅に異動したことを確認するため）

【対象住宅以外に住む親族が行う設置工事】

Q. 現在住んでいる住宅は、市外に住んでいる息子名義の住宅で、息子に設置工事をしてもらおうと考えています。この場合は補助金を受けることはできますか。

A. 設置工事を行う住宅に住んでいない親族が所有者で、その親族が設置工事を行う場合は補助対象となります（賃貸借契約を結んでいる場合は対象外）。この場合には、居住者と親族との関係がわかる書類として「戸籍謄本」、住宅の所有者が確認できる「家屋所有証明書」を補助金交付申請時に提出してください。

ただし、申請者は市内に住んでいる人に限ります。

【二世帯住宅への設置工事】

Q. 二世帯住宅での設置工事を計画しているのですが、申請はどのようにすればいいでしょうか。

A. 二世帯住宅であっても棟は1つであるため、棟全体を1戸として取扱うこととなり、住宅全体の代表者で申請を行ってください。

【棟続きの車庫や倉庫等】

Q. 住宅の一部が車庫と倉庫になっているのですが、この部分も設置工事対象範囲としないと補助の対象とならないのでしょうか。

A. 別棟となっている場合は、補助を受けようとしている建物の屋根全面で安全対策設備の設置が実施されるものが補助対象となります。

しかし、車庫や倉庫等が住宅と棟続きで一体となっている場合は、その部分も含めて棟の全体で安全対策設備を設置することで、補助の対象となります。

【借家の設置工事】

Q. 借家は補助金を受けることはできますか。

A. 戸建ての賃貸住宅を貸主が設置工事を行う場合は補助対象外となります。

ただし、借主が行う場合は補助対象となります。

この場合は、貸主の同意が必要となります。「同意書」（任意様式）を補助金交付申請時に提出してください。

【補助事業の工事着手】

Q. 工事着手前に「補助金交付申請書」を提出することとなっていますが、工事の着手とは具体的にどの時点のことなのですか。

A. 工事着手の定義は以下の通りです。

既存建物の改良	「墜落防止のための安全対策設備」設置工事の着手
新築	「墜落防止のための安全対策設備」設置工事の着手 (建物本体工事の着手は、 本補助申請に係る設置工事の着工には含めない)

【雪庇防止フェンスを兼ねた安全対策設備】

Q. 現在住んでいる住宅に雪庇防止フェンスの設置を行いたいのですが、補助の対象となりますか。

A. 雪庇防止対策は補助対象工事ではないので、補助の対象とはなりません。

ただし、雪庇防止フェンスを兼ねた「命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）」の設置工事（屋根の水上部に設置するもののみに限る）であれば補助対象となります。

また、雪庇防止フェンスを兼ねた「墜落防止柵」の設置工事（屋根の水上部・水下部を問わない）であれば補助対象となります。

【克雪すまいづくり支援事業（補助制度）との併用】

Q. 住宅の屋根を自然落雪式屋根（耐雪式屋根・融雪式屋根）、その住宅の別棟車庫を手掘式屋根としたいのですが、申請はどのようにすればいいのでしょうか。

A. 住宅部分の克雪化工事については、「克雪すまいづくり支援事業」で補助申請してください。

一方、別棟の付属屋（車庫・倉庫・物置等）の墜落防止安全対策工事については、当補助制度の対象として申請してください。

なお、それぞれの補助要件に合致するように計画をしてください。

3. 条件の一部免除

【下屋根等における“代替設備”による免除】

Q. 住宅の一部に下屋部分があります。下屋の屋根に面した窓に手摺柵が既についており、その手摺柵に安全帯を架けることができます。上階大屋根についての「墜落防止のための安全対策設備」の設置のみを補助対象とし、補助金を受けられることはできますか。

A. 原則、対象となる建物の屋根全面で安全対策設備が設置されることが必要となります。

ただし、下屋根部分等において、屋根の水上側に「窓の手摺柵」「ベランダの手摺柵」「雪止めアングル」など、「命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）」の代替となるものが堅固に設置されている場合は、その部分を安全対策済みとみなすことができますこととします。

「工事計画図面（屋根伏図）」には、該当箇所に引き出し線で「既存代替設備（窓の手摺柵）有りのため免除」などと記載し、その「既存代替設備の写真」も補助金交付申請時に提出してください。

4. 要援護世帯

【要援護世帯を証明する書類】

Q. 要援護世帯であることの証明に必要な書類を教えてください。

A. 要援護世帯であることを証明する書類は、以下のとおりとなりますので、補助金交付申請時に提出してください。

- ・世帯全員の住民票
- ・障がい者手帳の写し（世帯主が障がい者の場合のみ）
- ・戸籍謄本（ひとり親世帯の場合のみ）

【要援護世帯の該当】

Q. 交付申請書提出時は、要援護世帯ではありませんでしたが、その後、要援護世帯となりました。どのような手続きをすればいいでしょうか。

A. 申請受付期間中の変更であれば変更申請の受付が可能ですが、申請受付期間後の変更はできません。